

東北道における高速ツアーバス事故における事実関係について

平成24年8月2日
自動車局安全政策課
観光庁観光産業課

平成24年8月2日4時10分頃、宮城県内の東北自動車道において発生した高速ツアーバスの事故について、関東運輸局が当該運行事業者である株式会社 CRUISING WORLD に立入検査を実施し、これまでに判明した事実関係は次のとおり。

○ これまでに判明した事実関係について

1. 運行計画は次のとおり。東京ディズニーランド（22：15発）～新宿駅西口（23：30発）～長町駅（5：50着）～仙台駅（6：10着）、途中、3か所のサービスエリアにおいてそれぞれ20分間の休憩を取る計画となっている。（所要時間7時間55分）
なお、運行指示書は作成されている。
2. 今回の運行の実車距離は、計画上、394kmであり、実績においても395km前後であるが、乗務時間が11時間30分（10時間を超える。）であるため、交替運転者の配置が必要であるにもかかわらず、交替運転者を配置してなかった。
このため、当該事業者に対し、今後の運行にあたっては基準に従って交替運転者を配置するよう徹底した。
3. 今回の乗務に係る点呼の実施について、点呼記録簿によると、当該運転者に対して乗務前の8月1日19：10に対面による点呼を実施している。
4. 運転者の健康管理の状況については、確認中である。

○ なお、ツアーを企画実施した旅行会社である株式会社アイ・ティ・エスに対しては、本日17時より大阪府が立入検査を実施しているところ。